

世界税制事情

タイ

アインスト・アンド・ヤング
バンコク事務所
山岡耕志郎・山本隆司・宮前達朗

税務経理協会 税経通信 2010年11月号

タイ国税制の概要

タイ国の租税は、一般的に国税と地方税に分けられます。国税には、個人所得税、法人所得税、付加価値税、特定事業税、印紙税、物品税及び関税等があります。また、地方税には、土地家屋税、地方開発税、看板税等があります。

なお、特定の産業の促進及び産業の地方分散等を目的として、タイ投資委員会（Board of Investment：BOI）が投資奨励対象企業を定めており、当該企業に対しては、投資奨励策として税制及び税制以外の特典が付与されています。当該BOIによる税制上の優遇措置については、「BOIによる優遇税制」で詳述します。

国税の概要

1 法人所得税

(1) 納税義務者

タイ国における法人所得税の納税義務者は、タイ国の法令若しくは外国の法令に基づいて設立された法人又は登録パートナーシップであり、タイ国内で事業を営む者です。

これについては大きく、①タイ国の法令によって設立された会社及び登録パートナーシップ、②外国法人のタイ支店、③タイ国内に代理人等を置いている外国法人に分けられます。

上記③の法人等について、歳入法（Revenue Code）第76条の2では、外国の法令により設立された会社が、タイ国内において事業を行うために使用人、代理人又は仲介者を置いてタイでの国内源泉所得が発生している場合には、当該外国法人はタイ国内で事業を営んでいるものとみなされ、当該使用人等は申告及び納税の義務を負うとされています。

これに関し、外国法人がタイ国内に駐在員

事務所を設置した場合、駐在員事務所の活動が本国法人のための情報収集、市場調査等に限定される場合には恒久的施設とはみなされず、法人所得税の課税は発生しないこととされています。これは、当該駐在員事務所はまったくのコストセンターであり、タイ国内で発生した全ての費用は海外の本国法人のために発生したとみなされるからです。しかし、恒久的施設とみなされないにもかかわらず、当該駐在員事務所にかかる年度の財務諸表監査及び年度の法人所得税申告書の提出が、商務省及び歳入局により要求されています。

なお、駐在事務所により実施されている活動からタイ国内源泉所得が発生していると考えられる場合には、様々な租税リスク（法人所得税、付加価値税、源泉徴収税、印紙税等）を惹起することになり、歳入局に求められている適正な金額で、法人所得税申告書を提出し、納税する必要があります。

(2) 課税所得及び税額の計算

上記(1)①の会社については、全世界所得が課税対象となります。これに対して②及び③の会社については、タイ国内源泉所得のみが課税対象となります。課税所得は、益金から損金を控除した後に、税額控除等の調整が行われて算出されます。

しかしながら、会計上と税務上とで取扱いが異なる項目も存在します。税務上の益金に含まれない代表的な項目としては、資産の評価益が挙げられます。また一定の条件の下で受領した受取配当金の益金不算入制度もあります。しかしながら、これら以外の項目については、基本的には会計上の収益と税務上の益金は一致します。

一方で損金への算入要件は、主として歳入法第65条の2、第65条の3及び勅令により定められています。減価償却費について損金算入限度額が定められている点、引当金繰入額については基本的に損金算入が認められていない点などは、日本の税制と同様です。

なお、タイ国においても予定納税制度があ

ります。事業年度の開始から6か月を経過した日から2か月以内に中間申告書を提出し、当該申告書に記載された税額を納付する必要があります。また、税務上の繰越欠損金については、5年間の繰越控除が認められます。さらに、タイ国においても外国税額控除制度は存在するものの、直接税額控除制度のみであり、間接税額控除制度はありません。直接税額控除制度の内容は、それぞれの国と締結している租税条約に基づいて決定されます。

(3) 税 率

法人所得税の税率は、全ての会社について、原則として、30%が適用されます（いくつかの例外規定はあります）。なお、配当の支払いに際し10%の源泉所得税が課されるため、この場合の実効税率は約37%となります。また上記(1)②及び③の代理人等についても、税引後利益の（一部又は全部）を本国へ送金する場合には、当該送金に対して別途10%の源泉徴収税が課される点について留意が必要です。

(4) 事業年度

会社は、税務上の事業年度について、自由に決算日を決めることができます。また、会計期間については、設立時や決算期変更時、清算時など特別な場合を除き12か月でなければなりません。なお、決算日の変更については、歳入局及び商務省に申請し、認可を受ける必要があります。

(5) 申告期限等

各事業年度の法人所得税に関する申告期限は、決算日以後150日以内です。中間申告については、上記のとおり、事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内です。

また、無申告及び過少申告の場合には合理的な理由がない限り、ペナルティーが課されます。

(6) 賦課方式

歳入法上特に明記はないものの、自己申告納税制度を採用していると考えられます。これは、追徴税額又は還付税額がない場合には

課税通知書が発行されないためです。このことは、追徴税額や還付税額がない場合でも課税通知書が発行される国における取扱いとは異なっています。

なお、税務調査の結果、更正がある場合には更正通知書が発行され、更正決定に不服がある場合には、不服審査請求が認められています。

2 付加価値税

付加価値税（通称VAT）は、売上に関するVATから仕入に関するVATを差引き、差額を納税します。仕入に関する税額が売上に関する税額よりも多い場合には、還付請求することも可能であり、また、以後の付加価値税の納付に充当することもできます。

税率については、歳入法第80条本文では10%とされていますが、現在は勅令により7%とされています。なお、VATは輸出入取引についても課税されることに留意が必要です。また、金融業等、VAT制度が適用されない業種については、別途特定事業税が適用されます。

3 関税

ほとんどの品目については従価税が課されますが、一部の品目については従量税が課されます。従価税の課税標準は、CIF価格です。タイ国の関税品目表は世界関税機構協定に基づいていますが、詳細はタイ関税法令⁽¹⁾をご参照ください。

タイ国における関税の特色としては、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域内からの輸入に関しては一部の例外を除き、税率がほぼ5%以下に引き下げられていることです。また、日本からの輸入取引については基本的には一般税率が適用されるものの、日本とタイ国との間の協定（JTEPA）、一般特惠関税制度（GSP）、及びBOIによる関税の減免等により、関税が一部減免されることがあります。

4 個人所得税

タイ国の税務上の居住者については全世界所得が課税対象となりますが、非居住者については、原則として、タイ国内源泉所得のみが課税対象となります。なお、居住者及び非居住者に区分については、同一課税年度中に通算で180日以上タイ国に滞在するか否かにより判断されます。

個人所得税は、課税対象所得から歳入法に規定された項目を控除して課税所得を算出し、これに適用税率を乗じて算出されます。また、算出された所得税額から税額控除を行ったうえで、最終的な納税額（または還付額）が算出されます。なお、日本と同様に源泉徴収制度があるため、これにより既に納付した分については、個人所得税の申告書において控除されます。

税率については累進税率が適用されており、その所得に応じて段階的に0%から37%までの税率があります。課税年度については暦年基準とされています。申告期限は毎年3月末日までであり、前年度の所得に係る個人所得税の申告書を必要事項とともに歳入局に提出し、かつ、申告期限までに税額を納付する必要があります。

5 その他、主要な国税

(1) 特定事業税

特定事業税は、付加価値税になじまない取引をカバーするために定められているものです。この特定事業税の納税義務者は、銀行業などの金融関係業者や不動産販売業等です。特定事業税では総収入が課税標準として用いられ、これに税率を乗じることにより税額が算出されます。税率は業種により異なり、主として2.5%又は3.3%です。

(2) 印紙税

印紙税は、タイ国内で締結された契約書及び国外で締結され、後にタイ国に持ち込まれた文書につき、歳入法附則に定められている

印紙税額表に基づいて課せられます。当該税金の負担者及び消込者についても、当該印紙税額表に定められています。

(3) 物 品 税

物品税は、小型乗用車、石油、石油製品、アルコール飲料、アルコール以外の飲料や煙草等に課されます。物品税は従価税であり、高率の特定税率により計算されます。

【主要な共通条件】

- (ア) 国籍は関係ない
- (イ) 当初の投資額が土地代と運転資金を除き、100万バーツ以上であること
- (ウ) 操業当時の負債の額は、登録資本金の3倍以内であること
- (エ) 登録資本金は操業開始までに100%払い込むこと

BOIによる優遇税制

1 概 要

特定の産業や産業集積の促進及び産業の地方分散、地方産業の振興、所得格差の解消を目的として、タイ投資委員会（BOI）が投資奨励対象企業を定め、当該企業に対し投資奨励策として税制及び税制以外の特典を付与しています。このうち税制上の特典としては、法人所得税の減免、機械・設備等の輸入関税の減免、輸出製品用原材料の輸入関税の減免があります。

2 対象企業

投資奨励申請のための資格及び業種に必要な共通条件があり、これを満たした場合に業種に応じて投資奨励の対象となります。主要な共通条件及び投資奨励対象業種は、以下のとおりです。

【対象産業】

- 1 類：農業および農産物からの製造業
- 2 類：鉱山、セラミックス、基本金属
- 3 類：軽工業
- 4 類：金属製品、機械、運輸機器
- 5 類：電子、電気機械産業
- 6 類：化学工業、紙およびプラスチック
- 7 類：サービス、公共事業

これらの対象産業の詳細は、BOIから出されているガイド^②をご参照ください。また、ガイドにおいて対象とされていない業種についても、BOIに申請しタイ国の産業発展に資するものと判断された場合には、追加される可能性があります。

3 ゾーン及び税制上の特典(一般原則)

BOIの恩典の下では、まずタイ国全土を3つのゾーンに分け、税制上の特典に差を設けています。基本的には、開発が遅れている地域ほど、税務上の特典が厚い優遇制度となっています。

【各ゾーンに属する主要な県】

	概要	主な県
第1ゾーン	バンコク首都圏6県	バンコク、ノットンブリ、サムットプラカーン、等
第2ゾーン	首都圏周辺11県及びプーケット	カンチャナブリ、アユタヤ、チョンブリ、ラヨーン、プーケット等
第3ゾーン(1)	36県	クラビー、コンケン、チェンライ、チェンマイ、ラムプーン等
第3ゾーン(2)	22県	ガラシン、チャイヤプーム、ナコンパノム、ナラティワート等

付与される税制上の特典はゾーンにより異なりますが、以下のとおり、工業団地内か外

かによっても異なります。

【ゾーンによる税制上の特典（一般原則）】

ゾーン	法人所得税		機械設備の輸入関税		輸出製品用原材料 輸入関税	
	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内	工業団地外	工業団地内
1	減免なし	3年間免税	輸入関税10%以上のものについて、50%減税	左記と同様	1年間免税（延長可能）	左記と同様
2	3年間免税	5年間免税*	輸入関税10%以上のものについて、50%減税	左記と同様	1年間免税（延長可能）	左記と同様
3－(1)	8年間免税*	8年間免税*	免税	左記と同様	5年間免税（延長可能）	左記と同様
3－(2)	8年間免税*	8年間免税*	免税	左記と同様	5年間免税（延長可能）	左記と同様

* 条件により、上記以外の恩典を受けられる場合があります。

4 その他、特別な恩典

上記の他、BOIはタイにとって重要な産業を定め、特別重要業種としてさらに奨励しています。この特別重要業種に指定された場合には、立地ゾーンに関係なく法人所得税が8年間免税されるとともに、機械の輸入関税が免除されます。また、タイ国の工業の一層の技術革新、向上を目的として、STI産業（Skill, Technology & Innovation）を定めています。当該業種に指定された場合、法人所得税に係る優遇策として、BOIにより定められた条件を、上記の一般原則に定められた免税期間内に1項目達成する毎に、1年間の追加免税措置が与えられます。ただし、合計して8年を超えない範囲とされています。また、一定の要件を充足した場合には、機械輸入関税も免税となります。

そ の 他

1 タイ国における新規投資の刺激策として、2010年6月2日に閣議決定された地域統括会社（ROH）に対する追加的な税務上の恩典について

この追加的な恩典は、現存する若しくは新

規に設立されるROHに対するものです。タイ国の法律③における地域事業統括本部とは、当該会社のタイ国内外の子会社若しくは関連会社、支店等に対して、経営管理、技術及び生産の支援等のサービスを行うために、タイ国の法律に基づいて設立された会社です。当該恩典を受けるためには、一定の条件が課されています。なお、当該恩典の概要は以下のとおりです。

【主な恩典の内容】

- (ア) タイ国外の子会社及び関連会社に対するサービスの提供により生じるROHの適格所得については、法人所得税が15年間免税となります。
- (イ) タイ国内の子会社及び関連会社に対するサービスの提供により生じるROHの適格所得については、法人所得税率が15年間10%となります。
- (ウ) 一定の貸付金に関し受領した利子所得及びタイ国内でROHにより開発された研究・開発用製品の使用により生じるロイヤルティ所得については、法人所得税率が10%となります。
- (エ) ROHが海外に所在する法人株主に対して支払った一定の配当については、源泉徴収税が免税となります。

- (オ) 子会社及び関連会社から受領した配当については、法人所得税が免税となります。
- (カ) ROHに就労する外国人に対する個人所得については、その総額に係る個人所得税率が8年間一律15%となります。

2 移転価格税制

タイ国においても定期的に移転価格に関する税務調査は実施されています。しかしながら、タイ国においては納税者に対して、移転価格税制に関する法律等が明文化されていません。したがって、各企業においては移転価格に係る文書等を準備しておくことが、日本以上に重要となる場合があります。すなわち、もし、移転価格の調査がありこれに係る文書等がない場合、税務調査用のガイドライン及びこれに従った調査官の判断のみにより、課税される可能性があります。

ま と め

現在のタイ国経済は、今春に話題となった反政府デモによる政情不安の影響を受けたものの、2009年後半以降引き続きGDPのプラス成長を維持しています。このような経済成長の中で、タイは昨今、日系企業にとってアセアン地域における統括拠点の候補地としてシンガポールと比較されるほどの重要性を有するようになりました。また、中国に次ぐアジアの重要な製造拠点としても位置づけられています。

一方で、タイ当局の税務政策に目を向けてみますと、約2年前の金融危機以降、税収増を企図する当局の税務調査がより厳格化されてきている傾向があり、特に日系企業にとって避けては通れない移転価格や関税の問題は、調査ターゲットとなっているようにも見受けられます。

タイに進出している日系企業の連結経営上、タイの税制に関する正しい理解と適切な税務意思決定は、今後ますます重要な要素になると思われます。

(注)

- (1) タイ関税当局のオフィシャルサイト <http://www.customsclinic.org/> 参照
- (2) タイBOIのオフィシャルサイト <http://www.boi.go.th/japanese/> 参照
- (3) Royal Decree No.405

【執筆者紹介】

山岡 耕志郎 (やまおか こうしろう)

シニアマネージャー

アーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所
米国公認会計士 (米国公認会計士協会会員)。
2003年よりアーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所で日系企業コーディネーターを務める。

山本 隆司 (やまもと たかし)

シニア・マネージャー

アーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所
日本国公認会計士。2006年8月に新日本監査法人よりアーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所に赴任。アーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所赴任前は、他の大手監査法人にて9年間勤務。その間、バンコク駐在を4年間経験。日本の監査法人では、主として商社、製造業、サービス業の監査業務に従事。また、バンコク駐在中はタイの日系企業に対する会計・税務関連のアドバイザリー業務をおこなう。

宮前 達朗 (みやまえ たつろう)

マネージャー

アーンスト・アンド・ヤング・バンコク事務所
日本国公認会計士。2001年10月に新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人)に入社。入社後は製造業を中心に、上場会社、会社法会社及び上場準備会社と幅広く日本国内の監査に携わる。またJ-SOX監査、四半期レビューにおいても会社の導入支援及びその後の実務に主査・マネージャーとして従事。2010年7月より、アーンスト・アンド・ヤングバンコク事務所駐在中。